

介護給付費等に係る支給決定事務等について
(事務処理要領)

最終改正 平成 30 年 4 月 1 日

目 次

第 1 支給決定等の実施主体	4
Ⅰ 基本的な取扱い	4
Ⅱ 居住地特例	4
第 2 支給決定及び地域相談支援給付決定事務	7
Ⅰ 支給決定及び地域相談支援給付決定の概要	7
Ⅱ 支給申請	32
Ⅲ 障害支援区分	37
Ⅳ 市町村審査会	39
Ⅴ 障害支援区分の認定	48
Ⅵ 障害児に係る支給決定の方法	52
Ⅶ 支給決定及び地域相談支援給付決定	58
Ⅷ 利用者負担上限月額認定	101
Ⅸ 受給者証の交付	103
第 3 計画相談支援給付費の支給事務	123
Ⅰ 計画相談支援の内容	123
Ⅱ 計画相談支援給付費の対象者	127
Ⅲ 計画相談支援給付費の支給期間とモニタリング期間の取扱い	127
Ⅳ 事務の流れ	129
第 4 特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例地域相談支援給付費その他の給付	134
Ⅰ 特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例地域相談支援給付費等	134
Ⅱ 災害等による特例給付	137
Ⅲ 高額障害福祉サービス等給付費	138
Ⅳ 特定障害者特別給付費	143
Ⅴ 特例特定障害者特別給付費	146

- ・療養介護・・・日／月
- ・生活介護・・・日／月
- ・短期入所・・・日／月
- ・重度障害者等包括支援・・・単位／月
- ・施設入所支援・・・日／月
- ・自立訓練・・・日／月
- ・就労移行支援・・・日／月
- ・就労継続支援・・・日／月
- ・就労定着支援・・・日／月
- ・自立生活援助・・・日／月
- ・共同生活援助・・・日／月
- ・地域移行支援・・・日／月
- ・地域定着支援・・・日／月

(3) 支給量又は地域相談支援給付量の定め方

障害福祉サービス又は地域相談支援の種類に応じて、以下の考え方により支給量又は地域相談支援給付量を定める。

なお、複数のサービスを組合せて支給決定する場合（併給が認められないサービスを除く。）は、複数のサービスを合わせた支給量が適切な量となるよう留意する。

ア 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

あらかじめ定めた支給決定基準に照らしつつ、障害支援区分その他の勘案事項を踏まえて支給量を定める。

イ 短期入所

一月当たりの利用必要日数を支給量として定める。

各月において平均的に利用が必要と認められる場合は、1年以内の支給決定の有効期間を通じて「〇〇日／月」として均一の支給量を定めることが可能であるが、月により利用必要日数が異なる場合は、各月ごとに異なる支給量を定める。また、利用が単発である場合は、必要な月のみ支給量を定めて支給決定することもできる。

なお、長期（連続）利用日数については、30日を限度とすること。ただし、平成30年3月31日までの利用者については、平成31年3月1日までの間は、1年間に通算して30日を超えての支給決定をすることができる。なお、例えば過去に利用実績のある利用者が、一定の期間が経過した後、再度利用することは可能である。また、年間利用日数については、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要